

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	306,716	319,924	342,394	309,270	324,037
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,064	6,728	6,355	6,305	6,225
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		313,780	326,652	348,749	315,575	330,262
標準財政規模		8,470,284	8,768,098	8,902,589	8,886,693	9,023,856
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.70%)	(3.72%)	(3.91%)	(3.55%)	(3.65%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	0	0	0	0	0
	老人保健特別会計	▲ 918	0	-	-	-
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	▲ 8,558	▲ 10,548	▲ 12,031	8,703	41,682
	後期高齢者医療特別会計	10,111	10,793	12,829	16,913	14,598
	筑紫地区障害程度区分等審査会事業特別会計	0	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業	450,164	480,928	560,324	627,434	706,001
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		764,579	807,825	909,871	968,625	1,092,543
標準財政規模		8,470,284	8,768,098	8,902,589	8,886,693	9,023,856
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(9.02%)	(9.21%)	(10.22%)	(10.89%)	(12.10%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計		376,405	382,387	374,178	345,827	389,995
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		376,405	382,387	374,178	345,827	389,995
標準財政規模		6,762,660	6,871,543	6,896,910	6,942,756	7,052,617
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.56%)	(5.56%)	(5.42%)	(4.98%)	(5.52%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	宇美町国民健康保険特別会計	▲ 113,772	▲ 86,715	▲ 91,827	▲ 121,619	▲ 115,194
	宇美町老人保健特別会計	6,095	0	-	-	-
	宇美町後期高齢者医療特別会計	2,127	4,472	5,622	9,257	11,288
合計 (2)		948,059	981,090	870,571	788,315	698,852
標準財政規模		6,762,660	6,871,543	6,896,910	6,942,756	7,052,617
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(14.01%)	(14.27%)	(12.62%)	(11.35%)	(9.90%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宇美町上水道事業会計	639,930	650,536	568,342	522,528	393,858
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宇美町流域関連公共下水道事業特別会計	37,274	30,410	14,256	32,322	18,905
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計		196,658	252,427	480,356	271,351	319,856
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		196,658	252,427	480,356	271,351	319,856
標準財政規模		6,263,202	6,411,417	6,368,057	6,343,516	6,462,007
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.13%)	(3.93%)	(7.54%)	(4.27%)	(4.94%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 36,604	▲ 68,296	▲ 47,652	▲ 79,070	▲ 152,623
	老人保健特別会計	0	976	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	4,865	13,821	5,631	1,976	1,300

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	710,016	740,231	727,024	703,555	693,888
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	流域関連公共下水道事業特別会計	31,686	5,758	8,885	151,498	150,693
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		906,621	944,917	1,174,244	1,049,310	1,013,114
標準財政規模		6,263,202	6,411,417	6,368,057	6,343,516	6,462,007
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(14.47%)	(14.73%)	(18.43%)	(16.54%)	(15.67%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	549,062	680,415	741,672	570,436	509,245
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	12,404	12,553	15,095	14,356	13,730
	公共施設公益施設整備拡充基金特別会計	0	0	0	0	0
合計 (1)		561,466	692,968	756,767	584,792	522,975
標準財政規模		7,304,657	7,501,407	7,734,435	7,800,876	7,933,504
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.68%)	(9.23%)	(9.78%)	(7.49%)	(6.59%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 183,660	▲ 172,129	▲ 36,385	▲ 110,697	▲ 179,854
	後期高齢者医療特別会計	16,745	16,687	17,663	21,068	20,495
	老人保健特別会計	5,435	0	-	-	-
合計 (2)		2,813,266	2,976,322	3,208,037	3,058,470	3,069,850
標準財政規模		7,304,657	7,501,407	7,734,435	7,800,876	7,933,504
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(38.51%)	(39.67%)	(41.47%)	(39.20%)	(38.69%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	2,372,237	2,378,952	2,409,219	2,244,794	2,316,962
	流域関連公共下水道事業会計	-	-	60,773	318,513	389,272
法非適用企業	下水道事業特別会計	41,043	59,844	-	-	-
合計 (2)		2,813,266	2,976,322	3,208,037	3,058,470	3,069,850
標準財政規模		7,304,657	7,501,407	7,734,435	7,800,876	7,933,504
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(38.51%)	(39.67%)	(41.47%)	(39.20%)	(38.69%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計		160,025	169,838	207,335	168,914	257,161
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		160,025	169,838	207,335	168,914	257,161
標準財政規模		4,941,941	5,085,486	5,184,867	5,223,795	5,360,113
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.23%)	(3.33%)	(3.99%)	(3.23%)	(4.79%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	7,614	5,516	3,292	6,250	4,449
	老人保健特別会計	3,247	0	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	7,734	9,003	9,162	12,151	13,010
合計 (2)		403,156	423,431	492,539	485,499	558,476
標準財政規模		4,941,941	5,085,486	5,184,867	5,223,795	5,360,113
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.15%)	(8.32%)	(9.49%)	(9.29%)	(10.41%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	212,625	232,764	263,258	286,122	271,091
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	9,594	4,505	6,401	7,464	6,963
	農業集落排水事業特別会計	2,317	1,805	3,091	4,598	5,802
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		403,156	423,431	492,539	485,499	558,476
標準財政規模		4,941,941	5,085,486	5,184,867	5,223,795	5,360,113
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.15%)	(8.32%)	(9.49%)	(9.29%)	(10.41%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	268,109	361,593	319,841	349,598	275,719
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	150	30	62	110	9
	相島診療所事業特別会計	2,075	1,733	1,614	3,233	3,042
合計 (1)		270,334	363,356	321,517	352,941	278,770
標準財政規模		4,920,057	5,147,949	5,307,783	5,437,872	5,603,802
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.49%)	(7.05%)	(6.05%)	(6.49%)	(4.97%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	103,360	138,778	230,391	87,720	74,482
	後期高齢者医療特別会計	7,004	3,135	2,191	1,537	12,896
	老人保健特別会計	228	1,052	-	-	-
合計 (2)		700,164	841,347	975,407	989,686	1,038,456
標準財政規模		4,920,057	5,147,949	5,307,783	5,437,872	5,603,802
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(14.23%)	(16.34%)	(18.37%)	(18.19%)	(18.53%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	306,227	320,809	394,337	494,017	620,554
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	簡易水道事業特別会計	1,163	882	1,603	754	746
	渡船事業特別会計	9,894	11,380	6,152	6,140	4,036
	公共下水道事業特別会計	1,518	1,762	18,366	46,183	45,869
	相島漁業集落環境整備事業特別会計	436	193	850	394	1,103
宅地造成事業						
合計 (2)		700,164	841,347	975,407	989,686	1,038,456
標準財政規模		4,920,057	5,147,949	5,307,783	5,437,872	5,603,802
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(14.23%)	(16.34%)	(18.37%)	(18.19%)	(18.53%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計		278,186	201,766	154,977	191,456	152,885
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		278,186	201,766	154,977	191,456	152,885
標準財政規模		2,601,207	2,678,732	2,690,192	2,707,215	2,743,134
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.69%)	(7.53%)	(5.76%)	(7.07%)	(5.57%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	11,525	76,180	57,878	8,383	54,020
	後期高齢者医療特別会計	3,520	4,024	4,060	4,967	4,404
	老人保健特別会計	8,187	0	-	-	-
合計 (2)		598,623	572,887	526,692	530,231	544,146
標準財政規模		2,601,207	2,678,732	2,690,192	2,707,215	2,743,134
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(23.01%)	(21.38%)	(19.57%)	(19.58%)	(19.83%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	285,042	281,647	285,826	298,198	319,557
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	12,163	9,270	23,951	27,227	13,280
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	624,889	531,962	606,249	629,054	746,973
	住宅新築資金等貸付事業	2,108	2,330	3,197	1,819	51
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		626,997	534,292	609,446	630,873	747,024
標準財政規模		7,731,787	7,987,444	7,983,165	8,032,912	8,201,164
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(8.10%)	(6.68%)	(7.63%)	(7.85%)	(9.10%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 32,448	▲ 162,401	▲ 205,564	▲ 231,186	▲ 216,399
	老人保健医療事業	2,217	0	-	-	-
	後期高齢者医療事業	15,136	13,404	3,461	22,368	23,572
	介護保険事業(保険事業勘定)	39,133	17,016	10,398	22,487	27,520
	介護保険事業(介護サービス事業勘定)	3,694	279	478	2,118	1,522
資金不足・剰余額						
会計名(公営企業会計)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業	972,262	1,025,156	1,090,137	1,166,800	1,212,721
	流域関連公共下水道事業	-	164,969	268,938	458,497	435,566
法非適用企業	流域関連公共下水道事業	265,520	-	-	-	-
合計(2)		1,892,511	1,592,715	1,777,294	2,071,957	2,231,526
標準財政規模		7,731,787	7,987,444	7,983,165	8,032,912	8,201,164
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(24.47%)	(19.94%)	(22.26%)	(25.79%)	(27.20%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	171,571	251,216	212,446	188,139	201,839
	給食センター特別会計	8,435	6,879	3,148	3,219	3,009
	競艇施設特別会計	43,843	-	-	-	-
合計(1)		223,849	258,095	215,594	191,358	204,848
標準財政規模		3,517,252	3,674,156	3,594,913	3,636,909	3,687,346
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.36%)	(7.02%)	(5.99%)	(5.26%)	(5.55%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	118,160	110,851	27,758	46,929	71,880
	後期高齢者医療特別会計	5,170	5,551	6,996	4,609	5,339
	老人保健特別会計	2,686	1,215	-	-	-
	訪問看護特別会計	5,002	5,404	6,359	8,928	9,936
合計(2)		131,018	133,021	41,113	60,466	87,155
会計名(公営企業会計)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地造成事業以外	188,765	249,034	340,664	404,713	420,695
	病院事業会計	3,012,414	3,043,688	3,125,236	3,220,844	3,162,087
	モーターボート競走事業会計	-	654,938	1,615,621	2,864,793	3,654,799
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外	10,293	656	12,382	11,554	3,744
	宅地造成事業					
合計(2)		3,566,339	4,329,432	5,350,610	6,753,728	7,533,328
標準財政規模		3,517,252	3,674,156	3,594,913	3,636,909	3,687,346
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(101.39%)	(117.83%)	(148.83%)	(185.69%)	(204.30%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	295,535	259,389	411,865	534,476	423,616
	地域下水道事業特別会計	22,181	11,978	12,030	11,397	10,360
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		317,716	271,367	423,895	545,873	433,976
標準財政規模		5,541,283	5,670,345	5,624,186	5,610,953	5,683,472
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.73%)	(4.78%)	(7.53%)	(9.72%)	(7.63%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	78,278	38,389	76,328	79,648	69,984
	後期高齢者医療特別会計	6,824	2,070	2,611	4,138	2,336
	老人保健事業特別会計	5,820	0	-	-	-
合計 (2)		490,385	489,378	770,888	1,023,456	514,728
標準財政規模		5,541,283	5,670,345	5,624,186	5,610,953	5,683,472
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.84%)	(8.63%)	(13.70%)	(18.24%)	(9.05%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	48,237	149,967	244,014	379,326	-
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	33,510	27,585	24,040	14,471	8,432
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		490,385	489,378	770,888	1,023,456	514,728
標準財政規模		5,541,283	5,670,345	5,624,186	5,610,953	5,683,472
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.84%)	(8.63%)	(13.70%)	(18.24%)	(9.05%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	302,924	366,958	402,883	348,140	295,287
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	626	1,068	1,497	1,872	2,215
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		303,550	368,026	404,380	350,012	297,502
標準財政規模		5,864,519	6,050,502	6,073,500	6,101,750	6,140,695
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.17%)	(6.08%)	(6.65%)	(5.73%)	(4.84%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	228,986	142,786	29,199	▲ 27,673	▲ 26,752
	老人保健事業特別会計	852	0	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	4,966	6,346	7,649	10,240	13,616
合計 (2)		1,480,311	1,455,516	1,350,529	1,179,127	1,141,301
標準財政規模		5,864,519	6,050,502	6,073,500	6,101,750	6,140,695
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(25.24%)	(24.05%)	(22.23%)	(19.32%)	(18.58%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	657,756	620,603	584,818	541,666	526,741
	宅地造成事業	下水道事業会計	284,201	317,755	324,483	304,882	330,194
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合計 (2)		1,480,311	1,455,516	1,350,529	1,179,127	1,141,301	
標準財政規模		5,864,519	6,050,502	6,073,500	6,101,750	6,140,695	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(25.24%)	(24.05%)	(22.23%)	(19.32%)	(18.58%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	134,290	122,167	107,183	171,005	184,512
	遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	1,024	817	755	806	466
	遠賀霊園事業特別会計	3,220	3,129	3,011	2,985	4,035
	遠賀町給食事業特別会計	173	106	108	113	101
	地域下水道事業特別会計	5,147	4,163	6,605	5,674	7,477
	遠賀町土地取得会計	2	1	2	2	2
合計(1)		143,856	130,383	117,664	180,585	196,593
標準財政規模		3,801,843	3,940,882	3,954,185	3,930,986	3,975,625
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.78%)	(3.30%)	(2.97%)	(4.59%)	(4.94%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	35,298	23,326	31,620	53,347	42,146
	老人保健特別会計	792	0	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	3,979	7,186	1,335	1,250	1,635

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
法適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	2,753	1,735	3,881	4,795	2,159
		公共下水道事業特別会計	8,598	9,562	10,186	-	15,091
	宅地造成事業						
合計(2)		195,276	172,192	164,686	239,977	257,624	
標準財政規模		3,801,843	3,940,882	3,954,185	3,930,986	3,975,625	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(5.13%)	(4.36%)	(4.16%)	(6.10%)	(6.48%)	

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	125,708	95,539	123,468	67,588	66,144
	住宅新築資金等特別会計	125	325	0	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)	125,833	95,864	123,468	67,588	66,144
標準財政規模		2,686,013	2,767,141	2,705,600	2,666,192	2,695,258
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.68%)	(3.46%)	(4.56%)	(2.53%)	(2.45%)

資金不足比率の算定範囲(会計別)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小竹町国民健康保険特別会計	1,334	2,094	14,574	15,043	11,305
	小竹町後期高齢者医療特別会計	1,792	330	2,769	581	333
	小竹町老人保健特別会計	2,577	0	-	-	-

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地完成事業以外					
	宅地完成事業					
法非適用企業	小竹町立病院事業特別会計	▲ 62,471	▲ 79,946	▲ 105,437	▲ 104,185	▲ 86,075
	小竹町水道事業特別会計	118,618	116,154	124,670	117,785	110,444
	小竹町農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
	小竹町公共下水道事業特別会計	0	0	0	0	0

合計(2)		187,683	134,496	160,044	96,812	102,151
標準財政規模		2,686,013	2,767,141	2,705,600	2,666,192	2,695,258
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.98%)	(4.86%)	(5.91%)	(3.63%)	(3.79%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	70,010	73,579	117,066	122,632	126,607
	住宅新築資金等特別会計	12	32	28	19	0
	鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	7	6	4	4	5
	鞍手町谷山池バイパス水利施設維持管理運営費特別会計	7	6	5	4	4
	鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計	-	-	-	283	10
	地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計	-	-	-	-	0
	合計(1)	70,036	73,623	117,103	122,942	126,626
標準財政規模		4,320,224	4,472,846	4,412,305	4,428,881	4,439,707
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.62%)	(1.64%)	(2.65%)	(2.77%)	(2.85%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 55,202	▲ 57,904	▲ 124,488	▲ 158,774	▲ 193,645
	後期高齢者医療特別会計	876	636	641	894	742
	老人保健事業特別会計	▲ 354	0	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	鞍手町水道事業会計	293,817	348,055	382,835	422,215	442,575
		鞍手町病院事業会計	855,945	1,107,135	1,369,315	1,553,910	-
		鞍手町介護老人保健施設事業会計	344,121	380,741	422,694	466,966	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	4,073	298	3,671	79	89
	宅地造成事業	鞍手町中山西区用地造成事業特別会計	-	-	-	0	0
合計(2)		1,513,312	1,852,584	2,171,771	2,408,232	376,387	
標準財政規模		4,320,224	4,472,846	4,412,305	4,428,881	4,439,707	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(35.02%)	(41.41%)	(49.22%)	(54.37%)	(8.47%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	201,638	203,181	193,005	181,929	212,652
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,655	97	215	165	600
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		204,293	203,278	193,220	182,094	213,252
標準財政規模		3,298,430	3,382,174	3,346,806	3,276,876	3,298,852
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.19%)	(6.01%)	(5.77%)	(5.55%)	(6.46%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	147,747	16,265	11,264	4,732	▲ 14,065
	後期高齢者医療特別会計	2,263	923	1,174	1,468	1,763
	老人保健特別会計	▲ 263	57	-	-	-
	居宅介護サービス等事業特別会計	0	-	-	-	-
合計 (2)		147,747	17,245	12,438	6,200	▲ 12,302
会計名(公営企業会計)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	224,360	221,702	230,562	257,680	296,416
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		224,360	221,702	230,562	257,680	296,416
標準財政規模		3,298,430	3,382,174	3,346,806	3,276,876	3,298,852
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(17.53%)	(13.07%)	(13.03%)	(13.60%)	(15.07%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	278,867	268,308	237,603	291,976	259,188
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	10,251	7,380	6,804	6,993	6,265
	一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)	289,118	275,688	244,407	298,969	265,453
標準財政規模		7,407,119	7,726,213	7,703,158	7,657,142	7,749,256
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.90%)	(3.56%)	(3.17%)	(3.90%)	(3.42%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	28,411	▲12,459	23,803	14,426	▲104,082
	老人保健特別会計	5,101	0	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	2,989	3,590	9,581	6,041	6,126

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	22,222	27,504	83,621	156,713	209,356
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	簡易水道事業特別会計	427	0	-	-	-
	公共下水道事業特別会計	1,684	2,617	3,607	3,742	2,150
	農業集落排水事業特別会計	134	1,124	802	1,045	1,277
	工業用地造成事業特別会計	90,461	3,069	970	404	518
合計(2)		440,547	301,133	366,791	481,340	380,798
標準財政規模		7,407,119	7,726,213	7,703,158	7,657,142	7,749,256
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.94%)	(3.89%)	(4.76%)	(6.28%)	(4.91%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計		85,530	349,578	249,581	208,672	208,850
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		85,530	349,578	249,581	208,672	208,850
標準財政規模		1,752,602	1,809,696	1,611,607	1,561,730	1,539,185
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.88%)	(19.31%)	(15.48%)	(13.36%)	(13.56%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	0	0	0	▲ 11,964	100
	後期高齢者医療	1,121	389	145	326	360
	老人保健事業	3,585	4,456	-	-	-
合計 (2)		90,779	354,628	250,382	197,507	210,673
標準財政規模		1,752,602	1,809,696	1,611,607	1,561,730	1,539,185
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.17%)	(19.59%)	(15.53%)	(12.64%)	(13.68%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外	543	205	656	473	1,363
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	239,336	284,479	468,230	391,718	373,229
	土地取得会計	4,188	4,187	4,188	4,194	4,195
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		243,524	288,666	472,418	395,912	377,424
標準財政規模		3,732,724	3,859,269	3,837,882	3,775,197	3,866,311
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.52%)	(7.47%)	(12.30%)	(10.48%)	(9.76%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(含直診)	11,445	▲123	90,655	72,491	115,895
	老人保健特別会計	0	0	-	-	-
	後期高齢者医療保険特別会計	0	0	0	0	0
合計 (2)		254,969	288,544	563,074	468,404	493,319
標準財政規模		3,732,724	3,859,269	3,837,882	3,775,197	3,866,311
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.83%)	(7.47%)	(14.67%)	(12.40%)	(12.75%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外	0	1	1	1	0
	宅地造成事業					
合計 (2)		254,969	288,544	563,074	468,404	493,319
標準財政規模		3,732,724	3,859,269	3,837,882	3,775,197	3,866,311
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.83%)	(7.47%)	(14.67%)	(12.40%)	(12.75%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計		194,878	186,926	172,533	185,142	208,220
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		194,878	186,926	172,533	185,142	208,220
標準財政規模		3,032,817	3,170,902	3,173,973	3,103,984	3,135,587
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.42%)	(5.89%)	(5.43%)	(5.96%)	(6.64%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	大木町国民健康保険特別会計	88,683	96,350	5,188	▲ 20,297	▲ 17,597
	大木町後期高齢者医療特別会計	7,038	3,520	3,359	5,024	8,556
	大木町老人保健特別会計	627	0	-	-	-
合計 (2)		96,348	100,370	8,547	▲ 15,273	▲ 8,041
会計名(公営企業会計)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	大木町水道事業会計	513,940	581,782	656,493	710,825	740,260
法非適用企業						
合計 (2)		513,940	581,782	656,493	710,825	740,260
標準財政規模		3,032,817	3,170,902	3,173,973	3,103,984	3,135,587
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(26.54%)	(27.39%)	(26.38%)	(28.37%)	(29.96%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	363,110	420,250	357,317	387,413	397,584
	住宅新築資金等貸付特別会計	404	687	123	1,539	2,272
	広川防災ダム管理特別会計	1,041	297	1,308	1,166	1,237
	工業団地共同排水処理施設管理特別会計	47	0	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		364,602	421,234	358,748	390,118	401,093
標準財政規模		4,273,642	4,472,568	4,504,977	4,478,274	4,501,050
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(8.53%)	(9.41%)	(7.96%)	(8.71%)	(8.91%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 147,534	▲ 138,211	▲ 117,861	▲ 130,244	▲ 142,963
	老人保健特別会計	11,155	0	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	4,611	5,091	5,156	5,266	5,246

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	350,332	397,733	484,952	575,994	659,662
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	17,273	37,384	40,832	24,311	24,057
	宅地造成事業以外					
合計(2)		600,439	723,231	771,827	865,445	947,095
標準財政規模		4,273,642	4,472,568	4,504,977	4,478,274	4,501,050
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(14.04%)	(16.17%)	(17.13%)	(19.32%)	(21.04%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	253,496	333,776	322,202	278,190	307,449
	住宅改修資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計						
合計 (1)		253,496	333,776	322,202	278,190	307,449
標準財政規模		3,088,593	3,171,050	3,118,012	3,092,045	3,130,446
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.20%)	(10.52%)	(10.33%)	(8.99%)	(9.82%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 116,949	▲ 125,285	▲ 102,522	▲ 174,997	14,288
	後期高齢者医療特別会計	3,344	3,679	4,173	4,392	4,703
	老人保健特別会計	0	0	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	365,851	378,860	370,841	379,800	372,710
	工業用水道事業会計	68,967	64,213	59,101	54,068	49,120
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		574,709	655,243	653,795	541,453	748,270
標準財政規模		3,088,593	3,171,050	3,118,012	3,092,045	3,130,446
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(18.60%)	(20.66%)	(20.96%)	(17.51%)	(23.90%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	217,146	311,783	344,396	106,788	126,476
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	342	128	179	254	168
	バス事業特別会計	521	303	425	451	238
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		218,009	312,214	345,000	107,493	126,882
標準財政規模		4,001,727	4,131,938	3,987,462	3,819,444	3,776,836
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.44%)	(7.55%)	(8.65%)	(2.81%)	(3.35%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	133,600	97,182	158,964	60,447	▲ 35,411
	後期高齢者医療事業特別会計	1,732	1,833	1,498	1,295	909
	老人保健特別会計	▲ 553	0	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	245,311	303,332	328,372	357,157	380,340
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計(2)		598,099	714,561	833,834	526,392	472,720
標準財政規模		4,001,727	4,131,938	3,987,462	3,819,444	3,776,836
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(14.94%)	(17.29%)	(20.91%)	(13.78%)	(12.51%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	399,063	374,763	431,464	439,641	443,339
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	26,306	20,514	16,408	24,657	34,390
	学校給食センター事業特別会計	118	30	198	1,274	3,697
合計(1)		425,487	395,307	448,070	465,572	481,426
標準財政規模		2,588,469	2,704,736	2,668,110	2,622,631	2,653,791
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(16.43%)	(14.61%)	(16.79%)	(17.75%)	(18.14%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 211,475	▲ 137,305	▲ 76,264	▲ 115,113	▲ 110,117
	老人保健特別会計	34,079	0	-	-	-
	後期高齢者医療事業特別会計	1,165	950	874	1,220	1,317

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地造成事業以外	394,414	404,658	422,926	450,608	476,837
	町立緑ヶ丘病院事業特別会計	150,426	149,016	151,710	123,008	101,952
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		794,096	812,626	947,316	925,295	951,415
標準財政規模		2,588,469	2,704,736	2,668,110	2,622,631	2,653,791
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(30.67%)	(30.04%)	(35.50%)	(35.28%)	(35.85%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	965,768	1,206,191	1,352,538	1,292,143	1,294,695
	学校給食センター特別会計	▲ 5,237	▲ 4,577	▲ 5,174	▲ 4,758	▲ 4,832
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 634,942	▲ 617,607	▲ 604,536	▲ 593,775	▲ 581,862
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		325,589	584,007	742,828	693,610	708,001
標準財政規模		5,024,417	5,143,325	4,901,899	4,704,577	4,653,204
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.48%)	(11.35%)	(15.15%)	(14.74%)	(15.21%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 695,289	▲ 767,966	▲ 715,339	▲ 673,435	▲ 701,764
	後期高齢者医療特別会計	2,605	2,710	2,935	3,046	2,622
	老人保健医療特別会計	▲ 274	0	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
水道事業会計		82,635	60,449	50,843	82,414	71,496
病院事業会計		100,423	194,402	-	-	-
合計 (2)		▲ 184,311	73,602	81,267	105,635	80,355
標準財政規模		5,024,417	5,143,325	4,901,899	4,704,577	4,653,204
連結実質赤字比率 (%)		3.66%	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(1.43%)	(1.65%)	(2.24%)	(1.72%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	444,723	558,020	611,535	608,345	590,273
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	26,253	43,694	14,373	23,308	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		470,976	601,714	625,908	631,653	590,273
標準財政規模		2,044,347	2,126,949	2,138,193	2,164,531	2,267,020
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(23.03%)	(28.29%)	(29.27%)	(29.18%)	(26.03%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 189,628	▲ 130,155	▲ 102,802	▲ 89,560	▲ 91,297
	老人保健事業	7,476	309	-	-	-
	後期高齢者医療事業	1,703	3,309	790	3,045	3,021
合計 (2)		406,696	585,995	615,905	622,353	595,307
標準財政規模		2,044,347	2,126,949	2,138,193	2,164,531	2,267,020
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(19.89%)	(27.55%)	(28.80%)	(28.75%)	(26.25%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	116,169	110,818	92,009	77,215	93,310
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		406,696	585,995	615,905	622,353	595,307
標準財政規模		2,044,347	2,126,949	2,138,193	2,164,531	2,267,020
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(19.89%)	(27.55%)	(28.80%)	(28.75%)	(26.25%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	80,619	88,830	79,734	72,439	76,136
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 52,152	▲ 49,496	▲ 43,855	▲ 41,137	▲ 37,766
一般会計等に属する特別会計						
合計 (1)		28,467	39,334	35,879	31,302	38,370
標準財政規模		1,417,755	1,461,990	1,424,102	1,381,869	1,391,447
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.00%)	(2.69%)	(2.51%)	(2.26%)	(2.75%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	125	190	6,043	20	0
	老人保健特別会計	0	0	-	-	-
	後期高齢者特別会計	219	140	49	103	136

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
法適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道特別会計	4,609	3,774	3,595	3,403	3,219
	宅地造成事業						
合計 (2)		33,420	43,438	45,566	34,828	41,725	
標準財政規模		1,417,755	1,461,990	1,424,102	1,381,869	1,391,447	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(2.35%)	(2.97%)	(3.19%)	(2.52%)	(2.99%)	

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	688,497	1,213,687	1,277,628	985,741	1,079,673
	住宅新築資金貸付事業特別会計	13,943	30,803	52,395	24,703	18,423
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		702,440	1,244,490	1,330,023	1,010,444	1,098,096
標準財政規模		7,589,818	7,864,379	7,646,418	7,556,285	7,623,641
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(9.25%)	(15.82%)	(17.39%)	(13.37%)	(14.40%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 739,516	▲ 754,601	▲ 815,068	▲ 983,501	▲ 1,074,540
	後期高齢者医療特別会計	3,275	3,873	7,257	2,864	2,577
	老人保健特別会計	3,464	3,557	-	-	-
	国民健康保険福智町立診療所特別会計	▲ 249,779	▲ 272,026	▲ 296,076	▲ 333,879	▲ 370,484
合計 (2)		142,024	694,968	693,769	157,141	117,600
標準財政規模		7,589,818	7,864,379	7,646,418	7,556,285	7,623,641
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(1.87%)	(8.83%)	(9.07%)	(2.07%)	(1.54%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	2,222,426	1,847,122	1,375,413	589,491	515,340
	土地区画整理事業特別会計	0	31,077	0	744	0
	住宅新築資金等特別会計	0	0	1,082	1,172	1,473
	京都郡公平委員会特別会計	-	52	83	125	154
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		2,222,426	1,878,251	1,376,578	591,532	516,967
標準財政規模		9,278,073	8,500,556	8,120,291	8,039,260	8,613,540
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(23.95%)	(22.09%)	(16.95%)	(7.35%)	(6.00%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	0	55,236	▲ 36,048	▲ 80,108	▲ 71,941
	老人保健特別会計	▲ 1,784	22	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	3,759	3,259	6,853	8,795	2,975
	介護保険特別会計	56,946	42,234	39,340	44,573	2,961
	介護保険特別会計(介護サービス)	3,065	2,755	2,406	4,440	5,071

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	水道事業	1,241,855	1,296,360	1,255,794	1,155,998	1,198,704
	下水道事業	189,685	200,419	191,896	163,740	231,949
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	臨空産業団地開発事業	681,548	634,030	226,932	568,975	338,713
合計(2)		4,397,500	4,112,566	3,063,751	2,457,945	2,225,399
標準財政規模		9,278,073	8,500,556	8,120,291	8,039,260	8,613,540
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(47.39%)	(48.37%)	(37.72%)	(30.57%)	(25.83%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	916,871	933,099	1,028,908	903,914	874,145
	住宅新築資金等事業特別会計	▲ 173,552	▲ 167,540	▲ 162,115	▲ 157,217	▲ 151,134
	土地取得特別会計	764	764	764	764	764
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		744,083	766,323	867,557	747,461	723,775
標準財政規模		6,793,075	7,147,077	6,957,035	6,860,492	6,918,789
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.95%)	(10.72%)	(12.47%)	(10.89%)	(10.46%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	4,879	67,619	68,779	71,190	72,163
	老人保健事業特別会計	1	0	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	3,093	1,952	3,174	3,722	2,811
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	16,148	32	110	9,677	14,946
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	73	966	3,311	4,973	6,231
合計 (2)		1,073,196	1,278,898	1,417,403	1,365,831	1,399,932
標準財政規模		6,793,075	7,147,077	6,957,035	6,860,492	6,918,789
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(15.79%)	(17.89%)	(20.37%)	(19.90%)	(20.23%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業特別会計	301,634	440,875	472,435	525,031	579,028
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	2,385	791	879	86	271
	公共下水道事業特別会計	900	340	1,158	3,691	707
合計 (2)		1,073,196	1,278,898	1,417,403	1,365,831	1,399,932
標準財政規模		6,793,075	7,147,077	6,957,035	6,860,492	6,918,789
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(15.79%)	(17.89%)	(20.37%)	(19.90%)	(20.23%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	184,170	234,398	187,351	59,134	273,371
	奨学金特別会計	766	1,088	6,512	5,590	5,253
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		184,936	235,486	193,863	64,724	278,624
標準財政規模		1,878,992	1,973,535	1,974,458	1,954,528	1,985,827
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.84%)	(11.93%)	(9.81%)	(3.31%)	(14.03%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	44,155	66,657	92,455	55,240	60,953
	老人保健特別会計	925	0	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	556	2,028	2,104	2,707	2,193

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	91,822	120,641	147,191	173,044	185,662
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	15,475	18,213	15,138	9,959	9,690
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		337,869	443,025	450,751	305,674	537,122
標準財政規模		1,878,992	1,973,535	1,974,458	1,954,528	1,985,827
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(17.98%)	(22.44%)	(22.82%)	(15.63%)	(27.04%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	257,723	282,302	347,093	313,834	300,458
	奨学資金特別会計	2,900	4,094	5,832	3,687	2,942
	住宅新築資金等特別会計	263	455	398	726	998
合計(1)		260,886	286,851	353,323	318,247	304,398
標準財政規模		3,529,902	3,774,025	3,658,187	3,567,911	3,581,633
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.39%)	(7.60%)	(9.65%)	(8.91%)	(8.49%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	38,714	40,565	76,850	62,624	59,917
	老人保健特別会計	5,663	652	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	2,179	2,771	2,616	1,826	3,565
	国民健康保険直営診療所特別会計	5,719	2,177	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
法適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	933	953	1,103	858	1,022
		簡易水道事業特別会計	1,207	1,233	1,193	941	1,168
	宅地造成事業						
合計(2)		315,301	335,202	435,085	384,496	370,070	
標準財政規模		3,529,902	3,774,025	3,658,187	3,567,911	3,581,633	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(8.93%)	(8.88%)	(11.89%)	(10.77%)	(10.33%)	

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	998,421	1,410,621	1,451,575	1,177,595	1,452,648
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 353,750	▲ 340,830	▲ 310,228	▲ 295,199	▲ 282,915
	奨学金貸付事業特別会計	3,185	4,245	5,479	3,674	2,403
	椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計	148	23	29	29	29
	霊園事業特別会計	192	223	0	728	764
	合計(1)	648,196	1,074,282	1,146,855	886,827	1,172,929
標準財政規模		6,047,135	6,325,042	6,134,907	6,019,795	6,037,096
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.71%)	(16.98%)	(18.69%)	(14.73%)	(19.42%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	32,692	7,446	▲ 50,646	▲ 155,756	▲ 83,634
	老人保健特別会計	1,256	0	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	3,715	4,198	4,721	6,200	8,995
合計(2)		844,952	1,254,933	1,282,022	930,212	1,289,719
標準財政規模		6,047,135	6,325,042	6,134,907	6,019,795	6,037,096
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(13.97%)	(19.84%)	(20.89%)	(15.45%)	(21.36%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	122,678	127,057	127,385	150,395	158,315
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	簡易水道事業特別会計	7,021	8,326	6,856	6,439	7,027
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	13,036	13,138	14,858	10,300	8,797
	農業集落排水事業特別会計	16,358	16,628	15,312	11,863	12,935
公共下水道事業特別会計	-	3,858	16,681	13,944	4,355	
合計(2)		844,952	1,254,933	1,282,022	930,212	1,289,719
標準財政規模		6,047,135	6,325,042	6,134,907	6,019,795	6,037,096
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(13.97%)	(19.84%)	(20.89%)	(15.45%)	(21.36%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)